

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 387 MEF. BK

プノンペン、2008年5月22日

輸入貨物の関税評価に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令04.ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第I章
定義

第1条

本省令の目的のため:

仲介手数料(Brokerage)とは、しばしば双方の代理人とは明確に分類されない、取引を促進するための業務を行う仲介人または仲買人により請求される費用をいう。

買付手数料(Buying Commission)とは、当該貨物の買付けに関連して、海外の買手を代理する業務に対し、買手の代理人に買手により支払った又は支払うべき手数料をいう。

製造原価課税価格(Computed Value)とは、本省令第VII章に従って決定された課税価格をいう。

販売価格課税価格(Deductive Value)とは、本省令第VI章に従って決定された課税課価格をいう。

手数料(Fee)とは、全ての費用、手数料、支払、債務に関連して支払った又は支払うべき金額をいう。

一般経費(General Expenses)とは、カンボジアへの輸出のために貨物を製造、販売するための経費、直接または間接費用、手数料をいう。

同類の貨物(Goods of the same class or kind)とは、次に掲げる輸入貨物をいう。

- (a) 関税評価対象の貨物と同種の貨物又は類似の貨物を含む、特定産業または特定産業部門により生産された同じグループまたは範疇にある輸入貨物で、かつ、
- (b) (i) 第VI章に関しては、いかなる国からでも輸出された輸入貨物。
(ii) 第VII章に関しては、関税評価対象の貨物が生産、輸出された国で生産され、輸出された輸入貨物。

同種の貨物 (Identical Goods)とは、次に掲げる輸入貨物をいう。

- (a) 関税評価対象の貨物と、貨物の課税価格に影響を与えないような形状の些細な差異はあっても、物理的特性、品質、評価を含む全ての面で同一の貨物、かつ、
- (b) 関税評価対象の貨物が生産された国で生産された貨物、かつ、
- (c) 関税評価対象の貨物を生産した者により、または、その者を代理して、生産された輸入貨物。但し、当該輸入品の生産及び輸出販売に関連して使用するために、カンボジア国内で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチを買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した貨物を除く。

現実支払価格 (Price actually paid or payable)とは、当該貨物に関連し、買手が売手に対し又は売手のために、現実に支払った又は支払うべき全ての金額の総額をいう。

生産する (To produce)とは、育成する、製造する、採掘する、を含む。

販売手数料 (Selling Commission)とは、当該貨物の販売に関連して、海外の売手を代理する業務に対し、売手の代理人に売手により支払った又は支払うべき手数料をいう。

類似の貨物 (Similar goods)とは、下記の輸入貨物をいう。

- (a) 構成する原材料、部品、特性等の面で関税評価対象の貨物と同様の貨物、及び関税評価対象の貨物と機能上、商業上に交換可能で、関税評価対象の貨物と同様の品質、評価を有する貨物、かつ、
- (b) 関税評価対象の貨物が生産された国で生産された貨物、かつ、
- (c) 関税評価対象の貨物を生産した者により、または、その者を代理して、生産された輸入貨物。但し、当該輸入品の生産及び輸出販売に関連して使用するために、カンボジア国内で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチを買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した輸入貨物を除く。

金額、差異、調整に関する十分な資料 (Sufficient information)とは、金額、差異、調整の正確性を明確に確立する、客観的で定量化可能な資料をいう。

取引価格 (Transaction value)とは、本省令の第II章及び第III章に従って決定される価格をいう。

第2条

本省令の目的のため、以下の場合に限り、特殊関係にある者とみなす。

- (a) 相互に事業の取締役その他の役員となっている場合、又は
- (b) 法的に共同事業者とみなされる場合、又は

- (c) いずれか一方の者が他方の者の使用者である場合、又は
- (d) 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う株式の総数のそれぞれ 5%以上の社外株式が、同一の第三者によって直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合、又は
- (e) いずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合、又は
- (f) 一方の者と他方の者とが同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合、又は
- (g) 一方の者と他方の者とが共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合、又は
- (h) 一方の者と他方の者とが親族関係にある場合

第 3 条

本省令の目的のため、輸入貨物に係る取引に関連し締結された延払契約に基づく、買手により支払われる金利は、次のすべての要件を満たす場合、関税課税価格の一部とはみなされない。

- (a) 金利の額が現実支払価格と区別されていること、かつ
- (b) 当該貨物が実際に支払われた又は支払われる価格と申告された価格で現実に販売されていること、かつ
- (c) 税関が要請する場合、次に掲げる事項を証明する資料を買手が提示することができること
 - (i) 金利に関する取決めが書面で行われていること
 - (ii) その金利が延払信用を与えられた国及び時点における一般的な水準を超えていないこと

第 II 章

原則的な評価としての取引価格

第 4 条

輸入貨物の課税価格は、次に掲げる場合、本省令第 III 章の調整を受けた、当該輸入貨物がカンボジアへの輸出のために販売された時に現実に支払われた又は支払われるべき価格である取引価格とする。

- (a) 買手による輸入貨物の処分又は使用について次に掲げること以外の制限がないこと
 - (i) 法令により又はカンボジア管轄当局により課される制限
 - (ii) 輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限
 - (iii) 輸入貨物の価格に実質的な影響を与えていないと認められる制限
- (b) 輸入貨物の販売価格又は現実に支払われた又は支払われるべき価格が、当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件又は考慮すべき事項の対象となっていないこと
- (c) 当該貨物が輸出のために販売された時点において当該貨物の売手と買手との間に特殊関係がない場合、又は、当該時点で特殊関係があるが次に掲げる場合
 - (i) 当該特殊関係が、当該物品のために現実に支払われた又は支払われるべき金額に影響

を与えていない場合

(ii) 輸入者が、当該物品の取引価格について本省令第5条の定める必要事項を提示する場合

第5条

特殊関係にある者の間での販売の場合、当該特殊関係が取引価格に影響を与えていないことを示す目的のため、輸入者は、当該評価対象貨物の取引価格が、当該評価対象貨物と同時又は近接した期間内に輸出された次に掲げる貨物の課税価格とほぼ近いことを示す証拠を作成しなければならない。

- (a) 販売時点で売手と買手に特殊関係がない、カンボジアへの輸出のための販売における同種の貨物又は類似の貨物の取引価格、又は
- (b) 本省令第VI章に従って決定される同種又は類似の貨物の販売価格課税価格、又は
- (c) 本省令第VII章に従って決定される同種又は類似の貨物の製造原価課税価格

第6条

売手と買手との間の特殊関係が現実に支払われた又は支払われるべき価格に影響を与えたと認められる場合、税関は、求められた場合には書面でその理由を通知するとともに、特殊関係が価格に影響を与えていないと税関を満足させる機会を輸入者に与えなければならない。

第7条

本章第5条が適用される場合、輸入者は次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (a) 当該評価対象貨物の種類
- (b) 当該評価対象貨物を生産した産業の種類
- (c) 当該評価対象貨物が輸入された時期
- (d) 評価価額の差異が商業的に重要なものか否か
- (e) 販売が行われた取引段階
- (f) 販売の数量レベル
- (g) 本省令第III章に定める全ての価格
- (h) 売手が特殊関係にある買手に販売した場合は売手が負わず、売手と特殊関係にない買手に販売した際に売手が負う全ての費用、手数料及び経費

第8条

課税価格が本章の定めるところによって決定できない場合、又は、申告された課税価格の正確性又は真実性に疑義を有する理由があり、更なる説明又はその他の証拠を求めてもなお税関が満足せず、本章の定めるところによって課税価格を決定できない場合、税関は、関税法第21条の定めるところにより、当該貨物の課税価格を、本省令第IV章から第VIII章の順に、課税価格が決

定できる本省令の当該章に至るまで順次検討することによって、決定することができる。

第9条

輸入者からの書面による請求がある場合、関税法第21条(f)項の定めるところにより、本省令第VI章と第VII章で定められる評価方法の検討の順番は逆転させなければならない。

第III章

現実に支払われた又は支払われるべき価格の調整

第10条

本省令第II章の定めるところにより貨物の取引価格を決定する際は、現実に支払われた又は支払われるべき価格は次に掲げるところにより調整されなければならない。

- (a) 当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において、十分な資料に基づき決定される、次に掲げる金額を加算する。
 - (i) 仲介料その他の手数料。但し、買付けに関し買手を代理する業務に関し買手の代理者に対し買手により支払われた又は支払われるべき手数料以外の、買手が負う当該貨物の買付手数料を除く。
 - (ii) 当該貨物に関し買手が負う梱包費用及び手数料。関税目的では当該輸入貨物の一部として扱われる箱、ケース、その他のコンテナ及びカバーの費用、及び、当該貨物をカンボジアに輸送するための状態に置くための梱包に付随する経費を含む。
 - (iii) 下記の全ての物品及び役務の評価額
 - (A) 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
 - (B) 輸入貨物の生産のために使用された工具、ダイス、鋳型又はこれらに類するもの
 - (C) 輸入貨物の生産の過程で消費された物品
 - (D) 輸入貨物の生産のために必要とされ、本省令第11条にしたがって決定される、当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された、カンボジア以外で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチで、合理的な方法で、かつ、一般的に認められている会計原則に則り、当該輸入貨物に配分されたもの。
 - (iv) 当該貨物のカンボジアへの輸出のための販売の条件として、買手が直接または間接に支払わなければならない、当該輸入貨物に関する特許権、意匠権、商標権を含む、ロイヤルティ又はライセンス料。但し、当該輸入貨物をカンボジア国内において複製する権利のための料金を除く。
 - (v) 買手による輸入貨物の再販売、処分又は使用によって得られる収益で、直接又は間接に売手に帰属している又は今後帰属するとされているもの。
 - (vi) 当該貨物がカンボジアに到着するまでの、当該貨物の運送、保険、積込、積降に要す

る費用、取扱手数料、その他その運送に関連する料金と経費。

- (b) 当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格から明確に区別されている場合、次に掲げる費用、料金又は経費と同額の金額を控除する。
- (i) 当該輸入貨物の輸入後に行われる、当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する、適切な費用、料金又は経費
 - (ii) 当該輸入貨物のカンボジア国内での運送又は保険に要する適切な費用、料金又は経費、及び、その他それらに関連する適切な費用、料金又は経費
 - (iii) カンボジアにおいて課される関税その他の公課

第 11 条

本省令第 10 条第(a)項(iii)に定める物品と役務の価格は次に掲げるところより決定されなければならない。

- (a) 評価対象の当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの、又は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品の場合：
- (i) 次に掲げるものを確認する。
 - (A) その取得時点において買手と特殊関係のない者から買手が取得した場合の取得費用
 - (B) その取得時点において買手と特殊関係にあるが、当該貨物を生産していない者から買手が当該貨物を取得した場合は、買手と特殊関係にある者が負う取得費用
 - (C) 買手又はその生産時点において買手と特殊関係にある者により生産された場合は、その生産費用
 - (ii) 次に掲げるものを加算する。
 - (A) 評価対象の当該貨物の生産場所までの運送費用
 - (B) 当該貨物が生産又は取得された後に、その貨物につき加工又は改良により増加した価額
- (b) 評価対象の当該輸入貨物の生産のために使用された工具、ダイス、鋳型又はこれらに類するものの場合：
- (i) 次に掲げるものを確認する。
 - (A) その取得時点において買手と特殊関係ない者から買手が取得した場合の取得費用
 - (B) その取得時点において買手と特殊関係にあるが、当該貨物を生産していない者から買手が当該貨物を取得した場合は、買手と特殊関係にある者が負う取得費用
 - (C) 買手又はその生産時点において買手と特殊関係にある者により生産された場合は、その生産費用
 - (ii) 次に掲げるものを加算する。
 - (A) 評価対象の当該貨物の生産場所までの運送費用
 - (B) 当該貨物が生産又は取得された後に、その貨物につき加工又は改良により増加した

価額

- (iii) 当該貨物の取得又は生産の後にその物品の以前の使用を原因とする金額を控除する。
- (c) 評価対象の当該輸入貨物の生産のために必要とされ、カンボジア以外で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチの場合、次に掲げるものを確認する。
- (i) 買手と特殊関係にない者から買手が取得又はリースし、かつ、それらが一般に公開されていないものである場合は、その取得又はリース費用
- (ii) 買手と特殊関係にあるが、当該貨物を生産していない者から買手が取得又はリースし、かつ、それらが一般的に公開されていない場合は、買手と特殊関係にある者が負う取得又はリース費用
- (iii) それらが一般に公開されている場合は、それらを一般に取得するための費用
- (iv) 買手又はその生産時点において買手と特殊関係にある者により生産された場合は、その生産費用

第 12 条

十分な資料がないため本章の規定による調整が実施できない場合は、評価対象の当該貨物の取引価格は、本省令第 II 章によっては決定できないものとする。

第 IV 章

課税価格としての同種の貨物の取引価格

第 13 条

輸入貨物の課税価格が本省令第 II 章により決定できない場合、その取引価格が同種の貨物の課税価格であり、かつ、その同種の貨物が評価対象の当該貨物と同時又は近接した期間内に輸出され、かつ、次に掲げる条件で販売されている場合は、カンボジアに輸出するための貨物の販売に関し、当該貨物の課税価格は、同種の貨物の取引価格とする。

- (a) 買手が、評価対象の当該貨物の買手と同一又は実質的に同一の取引段階にある買手であること、かつ、
- (b) 評価対象の当該貨物と同一又は実質的に同一の数量であること

第 14 条

本省令第 13 条(a)項及び (b)項で規定する条件で同種の貨物が販売されていないため、本省令第 13 条により当該輸入貨物の課税価格が決定できない場合は、次に掲げるいずれかの条件で販売された同種の貨物の課税価格により代替しなければならない。

- (a) 買手が、評価対象の当該貨物の買手と同一又は実質的に同一の取引段階にある買手ではあるが、当該貨物が販売された数量と異なる数量で販売されたもの、又は、
- (b) 買手が、評価対象の当該貨物の買手と異なる取引段階にあるが、評価対象の当該貨物の数

量と同一又は実質的に同一の数量であるもの、又は、

- (c) 買手が、評価対象の当該貨物の買手と異なる取引段階にあり、かつ、当該貨物が販売された数量と異なる数量で販売されたもの

第 15 条

第 13 条による輸入貨物の課税価格の決定の目的のため、同種の貨物の取引価格は、次に掲げる原因の金額を加算又は控除して調整されなければならない。

- (a) 運送距離又は運送形態が異なることによる、評価対象の当該貨物に関する費用、料金及び経費と、同種の貨物に関する本省令第 10 条(a)項(vi)に定める費用、料金及び経費との間の商業的な相当な差異
- (b) 取引価格が本省令第 14 条(a)項から(c)項までに定める条件で販売された同種の貨物によるものであり、十分な資料を根拠として以下のそれぞれの金額が決定できる場合、評価対象の当該貨物と同種の貨物の買手の取引段階の差異、又は、販売された評価対象の当該貨物と同種の貨物の数量の差異、あるいはその双方。

それぞれの金額が決定できない場合は、評価対象の当該貨物の課税価格は、本章で定める同種の貨物の取引価格を根拠として決定してはならない。

第 16 条

評価対象の当該貨物に関し、本省令第 13 条及び第 15 条に規定する条件を全て満たす同種の貨物の取引価格が複数ある場合、又は、そのような取引価格はないものの本省令第 14 条が効力を生じることにより適用される本章に規定する条件を全て満たす、本省令第 14 条(a)項から(c)項までに定める条件で販売された同種の貨物の取引価格が複数ある場合、評価対象の当該貨物の課税価格は、それらの取引価格のうち、最小のものを根拠として決定されなければならない。

第 V 章

課税価格としての類似の貨物の取引価格

第 17 条

本省令第 14 条から第 16 条及び第 18 条により、輸入貨物の課税価格が本省令第 IV 章により決定できない場合、その取引価格が類似の貨物の課税価格であり、かつ、その類似の貨物が評価対象の当該貨物と同時又は近接した期間内に輸出され、かつ、次に掲げる条件で販売されている場合は、カンボジアに輸出するための貨物の販売に関し、当該貨物の課税価格は、類似の貨物の取引価格とする。

- (a) 買手が、評価対象の当該貨物の買手と同一又は実質的に同一の取引段階にある買手であること、かつ、
- (b) 評価対象の当該貨物と同一又は実質的に同一の数量であること

第 18 条

本省令第IV章第12条、第13条及び第14条の規定は、本章の類似の貨物に関して適用される。この場合において、「同種の貨物」とあるのは、「類似の貨物」と読み替えるものとする。

第VI章

課税価格としての販売価格課税価格

第 19 章

本省令第8条及び第9条により、輸入貨物の課税価格が本省令第V章により決定できない場合、当該貨物の課税価格は、当該貨物に関する販売価格課税価格とする。

第 20 条

当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物が、評価対象の当該貨物の輸入と同時又は近接した期間内に輸入され、カンボジア国内において販売された場合は、評価対象の当該貨物の販売価格課税価格は、本省令第23条に規定される販売に関し、同条に従って決定され、本省令第24条によって調整された単価としなければならない。この場合、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物の販売に係る数量が最大である販売に係る単価とする。

第 21 条

当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物が、評価対象の当該貨物の輸入後90日以内に輸入されたが、輸入と同時又は近接した期間内に販売されなかった場合は、評価対象の当該貨物の販売価格課税価格は、本省令第23条に規定される販売に関し、同条に従って決定され、本省令第24条によって調整された単価としなければならない。この場合、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物の販売に係る数量が最大であり、評価対象の当該貨物の輸入から最も早い日の販売に係る単価とする。

第 22 条

当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物が、第20条又は第21条の状況下でカンボジア国内で販売されなかったものの、評価対象の当該貨物が、カンボジア国内で組み立てられ、梱包され、あるいは更に加工されて、輸入後90日以内に販売され、かつ、評価対象の当該貨物の輸入者が、当該貨物の課税価格の決定において本条の適用を申請した場合は、評価対象の当該貨物の販売価格課税価格は、本省令第23条に規定される販売に関し、同条に従って決定され、本省令第24条によって調整された単価としなければならない。この場合、当該輸入貨物の販売に係る数量が最大である販売に係る単価とする。

第 23 条

第 20 条、第 21 条及び第 22 条の目的のため、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に関する単価は、次に掲げる者が輸入した後、最初の取引段階にある当該貨物の販売に関する単価を確認することにより決定されなければならない。

- (a) 当該貨物が販売された時点で、当該貨物を買入れた者と特殊関係にない者、かつ、
- (b) 当該輸入貨物の生産及び輸出のための販売に関連して使用される、本省令第Ⅲ章第10条(a)項(iii)に定める物品又は役務を、無償で又は値引きをして直接又は間接に提供していない者。

当該貨物の単価の決定を許すに足る十分な数の取引がある場合は、当該輸入貨物の販売に係る数量が最大である販売に係る単価とする。

第 24 条

第 20 条及び第 22 条の目的のため、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に関する単価は、次に掲げる金額の合計を控除して調整されなければならない。

- (a) 第 25 条に従って決定される次に掲げる項目と等しい金額
 - (i) 単価ベースで課される一般の手数料、又は、
 - (ii) 当該輸入貨物と同類の貨物のカンボジア国内における販売に関連して一般に単価ベースで反映され、一体とみなされる、利潤及び一般経費。当該貨物のマーケティング費用を含む。
- (b) 当該輸入貨物のカンボジア国内での運送又は保険に要する適切な費用、料金又は経費、及び、その他それらに関連する適切な費用、料金又は経費。但し、本条(a)項に定める一般経費として控除されていない費用、料金又は経費に限る。
- (c) カンボジアにおいて課される関税その他の公課。但し、本条(a)項に定める一般経費として控除されていない費用、料金又は経費に限る。
- (d) 第 22 条が適用され、かつ、その金額が十分な資料を根拠として決定できる場合、カンボジア国内で組み立てられ、梱包され、あるいは更に加工されたことにより、当該貨物に付加された価額。

第 25 条

第 24 条(a)項で定められる手数料又は利潤及び一般経費の金額に等しいと認められる金額は、評価対象の当該貨物の輸入者又はその代理人が提供する、一般に認められている会計原則に則った方法で準備された資料を根拠として決定され、パーセンテージベースで計算されなければならない。あるいは、提供された資料が不十分な場合は、第 24 条(a)項で定められる手数料又は利潤及び一般経費の金額に関する十分な資料が獲得できる、評価対象の当該貨物と同類の貨物の最も狭いグループ又は範囲の貨物のカンボジア国内における販売に関する調査を行うことができる。

第 26 条

評価対象の当該貨物に関する第 24 条(d)項に定める金額が、十分な資料を根拠として決定できない場合は、当該貨物の課税価格は、第 22 条に定める販売価格課税価格を根拠として決定することはできない。

第 VII 章

課税価格としての製造原価課税価格

第 27 条

輸入貨物の課税価格が本省令第 VI 章により決定できない場合、当該貨物の課税価格は、当該貨物に関する製造原価課税価格とする。

第 28 条

評価対象の当該貨物の製造原価課税価格は、次に掲げるものに等しい金額の合計とする。

(a) 下記のものに関連して発生する費用、料金及び経費

(i) 評価対象の当該貨物の生産に使用された原料

(ii) 評価対象の当該貨物の生産又はその他の加工。次に掲げる事項を根拠として決定される。

(A) 評価対象の当該貨物の生産者の商業帳簿、又は、

(B) 生産者又はその代理人により提供された評価対象の当該貨物の生産に関する十分な資料。評価対象の当該貨物の生産国において一般に認められている会計原則に則って準備された資料に限る。上述の一般原則を制限しないものを含む。

(iii) 本省令第 10 条(a)項(ii)に定める費用、料金及び経費

(iv) 本省令第 10 条(a)項(iii)に定める物品及び役務の価額。その物品及びサービスが無償で又は値引きをして提供されているかどうかに関わらず、本章で定めるところに従い評価対象の当該貨物に配分され、決定された価額とする。

(v) 本省令第 III 章第 10 条(a)項(iii)に定める通り、それらの要素が当該貨物の生産者に課され、評価対象の当該貨物に配分されている限りにおいて、当該輸入品の生産及び輸出販売に関連して使用するために、買手により直接又は間接に提供された、カンボジア国内で行われた設計、開発、工芸、意匠、考案、スケッチに関連して生産者が負う費用、料金及び経費。

(b) 本省令第 29 条に従って決定される、評価対象の当該貨物と同類の貨物のカンボジアへの輸出のための販売に一般に反映される、利潤及び一般経費の金額。当該貨物の販売時点で、当該貨物を販売した生産者と特殊関係にないカンボジア国内の買手に対して、当該貨物の生産者が行った販売に係るものとする。

第 29 条

本省令第 28 条(b)項に定める利潤及び一般経費の金額は、評価対象の当該貨物の生産国で一般に認められている会計原則に則った方法で準備された資料を根拠として決定され、パーセンテージベースで計算されなければならない。その資料は次に掲げる通りとする。

- (a) 評価対象の当該貨物の生産者又はその代理人が提供する資料。又は、
- (b) 評価対象の当該貨物の生産者又はその代理人が提供した資料が不十分な場合、十分な資料が獲得できる、評価対象の当該貨物と同類の貨物の最も狭いグループ又は範囲の貨物のカンボジア国内における販売に関する調査による資料。

第Ⅷ章 その他の方法

第 30 条

輸入貨物の取引価格を本省令第Ⅶ章により決定できない場合は、取引価格は、本省令第Ⅱ章から第Ⅶ章までに定める評価方法について、当該貨物の取引価格に到達するのに必要な限度において柔軟な解釈と合理的な調整を行って、導き出される価格を根拠として、カンボジア国内において入手できる資料により決定されなければならない。

第 31 条

課税価格は、次に掲げる価格に基づいて決定されてはならない。

- (a) カンボジアにおいて生産された貨物のカンボジアにおける販売価格に基づく方法
- (b) 特定の二つの価格のうちいずれか大きい方の価格を採用する制度
- (c) 輸出国の国内市場における貨物の価格
- (d) 本省令第Ⅶ章により、同種又は類似の貨物について決定された製造原価課税価格以外の積算価格
- (e) カンボジア以外の国への輸出のために販売された貨物の価格。当該貨物がカンボジアに輸入される場合を除く。
- (f) 最低課税価額
- (g) 恣意的又は架空の価額

第Ⅸ章 経過規定

第 32 条

関税法第 78 条、関税と貿易に関する一般協定(1994)第 7 条の実施に関する協定及び同附属書 1 解釈のための注釈の定めるところにより、関税消費税局は、関税消費税局がセンシティブ品目

又は高リスク品目と認める輸入貨物に関して、本省令の規定につき、全部又は一部の実施を一時的に遅延させるために、経済財政省に承認を求めることができる。

第X章 終章

第 33 条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣
署名
キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第 33 条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。